

## 広島高速道路公社改革推進チーム設置要綱

令和2年1月24日 制定

(設置)

第1条 「『高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会』の調査報告書を踏まえた再発防止の具体的な取組みについて」(以下「具体的な取組み」という。)における再発防止の具体的な取組み等の推進やスケジュール管理等を目的として、広島高速道路公社改革推進チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(メンバー)

第2条 チームのメンバーは、理事、参事、総務課長の役職にある者とする。

2 チームに、チームを統括するリーダーを置く。

3 リーダーは、理事の役職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 「具体的な取組み」における未実施事項の早期具体化に関すること

(2) 公社の改革に関すること

(3) 新たな再発防止の取組みの検討に関すること

(4) チームへの外部有識者の参画に関すること

(5) (1)～(3)の進捗管理に関すること

(招集等)

第4条 リーダーは、チーム会議を招集し、会議の事務を総理する。

2 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、技術管理課がこれを処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。